

千葉市環境影響評価等技術指針の改定について（案）

1 改定の趣旨

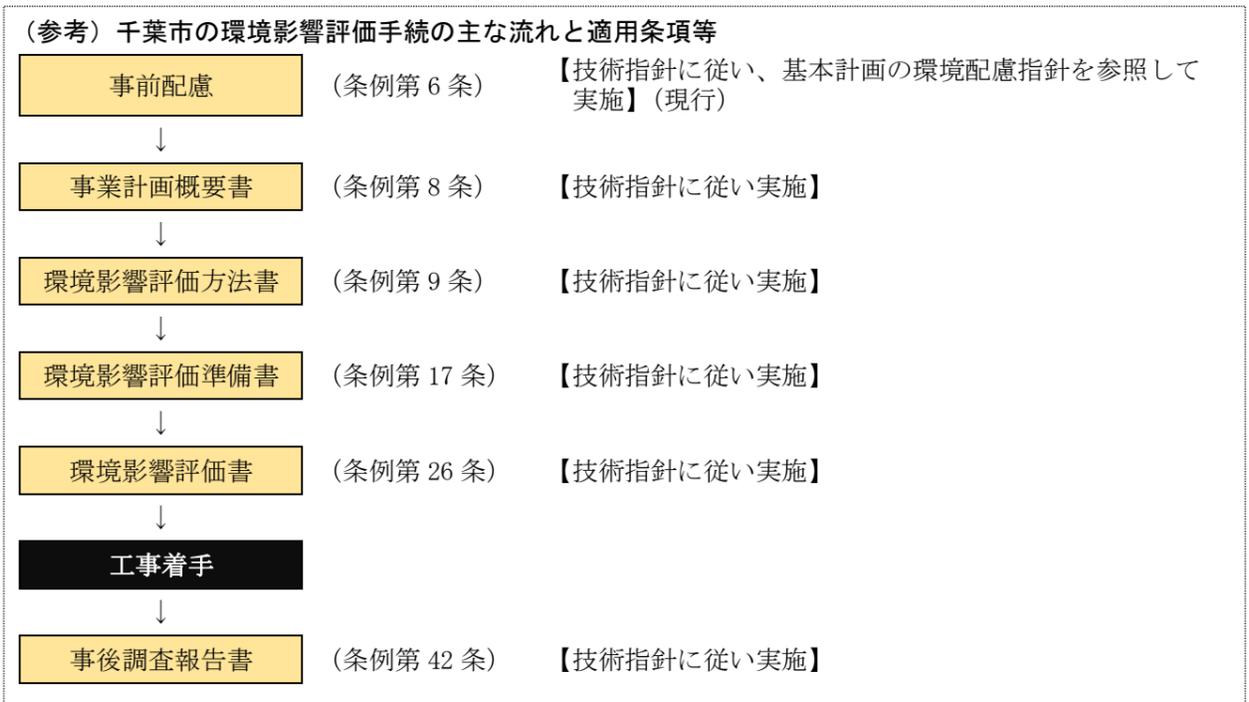
千葉市環境影響評価条例第 6 条の規定により、事業者は、対象事業の実施前に、千葉市環境基本計画^{※1}（以下「基本計画」という。）により事前配慮を行うこととなっている。

事前配慮は、条例第 7 条に基づく千葉市環境影響評価等技術指針（以下「技術指針」という。）の規定により、基本計画中の事業別環境配慮指針^{※2} 及び行政区別環境配慮指針^{※3}（以下「環境配慮指針」という。）を参照して方法等を決定し、実施することとされている。

一方、令和 4 年 3 月に新たな基本計画（計画期間：令和 4～12 年度）（以下「新基本計画」という。）が策定されたことに伴い、従前の基本計画（以下「旧基本計画」という。）に定められていた環境配慮指針は、実質的な利用目的が環境影響評価手続における事前配慮実施時の参照のみとなっていたことに鑑み、新基本計画ではなく環境影響評価に係る諸規定にその内容を位置付けることと整理され、新基本計画からは削除された。

このことから、技術指針における事前配慮に係る諸規定に環境配慮指針の内容を組み入れることで事前配慮の円滑な運用を図るため、技術指針を改定する。

- ※1 千葉市環境基本計画
環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的目標や施策の方向性を定めた環境部門のマスタープラン。旧基本計画には環境配慮指針が定められていた。
- ※2 事業別環境配慮指針
主要な開発事業ごとの環境配慮事項を示したもの。配慮事項を「エネルギー・資源」「自然環境」「快適環境」「生活環境」に分類し、これらを事業に取り込むことにより、環境の保全を図る見地から事業による影響を緩和することを目的としている。
- ※3 行政区別環境配慮指針
各行政区の目指す環境像を設定し、誘導すべき地域イメージを明らかにするもの。各行政区の地形・水系・土地利用などの環境特性に応じ、「生活環境」「自然環境」「快適環境」の 3 点について課題と開発行為等に当たって配慮すべき事項を明らかにし、より綿密な環境管理が図られるように配慮することを目的としている。



2 改定の内容

（1）対象事業別の環境配慮事項の新設等（旧基本計画の「事業別環境配慮指針」関連）

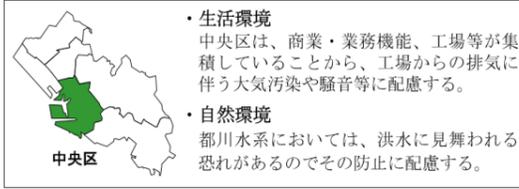
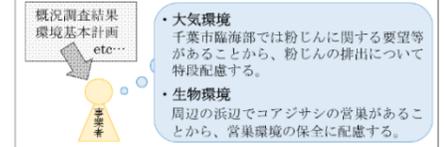
対象事業別の環境配慮事項（旧基本計画の「事業別環境配慮指針」の内容に相当）を新たに定めるとともに、事前配慮の対象項目及び実施方法の決定に当たっての参照先を、旧基本計画の事業別環境配慮指針から当該環境配慮事項に改める。

（2）事前配慮の実施方法の変更（旧基本計画の「行政区別環境配慮指針」関連）

事前配慮の実施方法の決定に当たり、旧基本計画の「行政区別環境配慮指針」を参照することに代えて、事業者自らが、基本計画の内容を踏まえて対象事業実施区域やその周辺における地域の課題を考え、配慮の方向を示すこととする。

※環境問題が複雑化・多様化する昨今、行政区別の課題や配慮の方向を一概に示すことは困難であるため、旧基本計画の行政区別環境配慮指針のような形では規定しない。

<改定案のイメージ>

<p>(1) 【旧基本計画】事業別環境配慮指針</p> <p>表 5-1 主要な開発事業別の環境配慮事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>環境配慮事項</th> <th>工業系</th> <th>交通系</th> <th>土地造成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エネルギー</td> <td>事業実施時に省エネに努める。</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>自然環境</td> <td>植生や群落の減少を防ぐ。</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>生活環境</td> <td>大気汚染物質の排出を抑制する。</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		環境配慮事項	工業系	交通系	土地造成	エネルギー	事業実施時に省エネに努める。	○	○	○	自然環境	植生や群落の減少を防ぐ。		○	○	生活環境	大気汚染物質の排出を抑制する。	○			<p>【技術指針】表（新設）（別紙 1 のとおり）</p> <p>※事前配慮の対象項目及び実施方法の決定に当たっての参照先を基本計画から技術指針に変更する。内容は一部見直しを行う。 ※事業者は、表（新設）の内容を踏まえ、今後の事業計画や環境影響評価における展開の方向性を検討する。</p>
	環境配慮事項	工業系	交通系	土地造成																	
エネルギー	事業実施時に省エネに努める。	○	○	○																	
自然環境	植生や群落の減少を防ぐ。		○	○																	
生活環境	大気汚染物質の排出を抑制する。	○																			
<p>(2) 【旧基本計画】行政区別環境配慮指針</p>  <p>・生活環境 中央区は、商業・業務機能、工場等が集積していることから、工場からの排気に伴う大気汚染や騒音等に配慮する。</p> <p>・自然環境 都川水系においては、洪水に見舞われる恐れがあるのでその防止に配慮する。</p>	<p>【技術指針】事業者自らが地域の課題と配慮の方向を考え、今後の事業計画等を検討する。</p>  <p>・大気環境 千葉市臨海部では粉じんに関する要望等があることから、粉じんの排出について特段配慮する。</p> <p>・生物環境 周辺の浜辺でコアジサシの営巣があることから、営巣環境の保全に配慮する。</p> <p>※左のような行政区ごとの具体的内容は規定しない。</p>																				

3 施行時期（予定） 令和 5 年 1 2 月

4 その他

技術指針の改定に伴い、技術指針の規定を引用している千葉市計画段階環境影響評価等環境配慮指針（平成 26 年 3 月制定）において条項ずれが生じるため、同指針の改定も併せて行う。

<添付資料>

- 別紙 1 表 対象事業別の環境配慮事項
- 別紙 2 旧基本計画の事業別環境配慮指針の「主要な開発事業」と条例上の「対象事業」の対応について

旧基本計画の事業別環境配慮指針の「主要な開発事業」と条例上の「対象事業」の対応について

旧基本計画の事業別配慮指針の表 5-1「主要な開発事業別の環境配慮事項」に掲げる「主要な開発事業」については、技術指針への組入れに当たり、各開発事業に属する条例上の対象事業を明確化した上で、対象事業ごとに環境配慮事項を設定する。

旧基本計画の事業別配慮指針 事業配慮事項に掲げる主要な開発事業の名称	条例上の対象事業
住宅系	⑥土地区画整理事業 ⑦新住宅市街地開発事業 ⑨新都市基盤整備事業 ⑪宅地開発事業
商業・業務系	⑨新都市基盤整備事業 ⑩流通業務団地造成事業 ⑪宅地開発事業
工業系	③発電用電気工作物の設置又は変更 ⑧工業団地造成事業 ⑪宅地開発事業 ⑬工場の新設又は増設
交通系	①道路の新設又は改築 ②鉄道又は軌道の建設又は改良
供給処理施設	④廃棄物最終処分場の設置又は変更 ⑪宅地開発事業 ⑭終末処理場の新設又は増設 ⑮し尿処理施設の新設又は増設 ⑯廃棄物焼却等施設の新設又は増設
河川・水路・池沼	⑤公有水面その他の水面の埋立て又は干拓
レクリエーション施設	⑫レクリエーション施設用地造成事業
埋め立て	④廃棄物最終処分場の設置又は変更 ⑤公有水面その他の水面の埋立て又は干拓 ⑱土砂等の埋立て等の事業
土地造成	⑥土地区画整理事業 ⑦新住宅市街地開発事業 ⑧工業団地造成事業 ⑨新都市基盤整備事業 ⑩流通業務団地造成事業 ⑪宅地開発事業 ⑫レクリエーション施設用地造成事業
—	⑰砂利等採取事業

※上表によらず、事業の特性を踏まえて、新たに選定した項目や選定を行わなかった項目がある。